

板橋区文化芸術・多文化共生顕彰実施要綱

(令和5年2月3日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区民の文化芸術活動並びに多文化共生のまちづくり及び国際交流活動等に対する顕彰をするに当たり、必要な事項を定め、その適正な運営を図ることにより、文化芸術活動等を推進することを目的とする。

(顕彰者)

第2条 顕彰は、区長が行うものとする。

(被顕彰者)

第3条 被顕彰者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区内在住、在勤若しくは在学の個人又は区内に活動の本拠を置く団体
- (2) 前号に定めるもののほか、特に区長がその功績が顕著と認める個人又は団体

(被顕彰者の選定)

第4条 被顕彰者の選定は、次の基準に基づき、区長が行う。なお、基準の細目については、別にこれを定める。

- (1) 長年にわたり文化芸術活動等に携わり、その内容が高い評価を受け、板橋区の文化芸術の向上に貢献したと認められる者又はその活動が特に顕著と認められる者。
- (2) 長年にわたり多文化共生及び国際交流活動等に携わり、その内容が高い評価を受け、板橋区が多文化共生・国際交流の向上に貢献したと認められる者又はその活動が特に顕著と認められる者。
- (3) 文化芸術及び国際交流等のコンクールに出場し、優秀な成績を収めた者。
- (4) 生前に国・都又は区から文化活動等に基づく表彰を受けた者が死亡したとき。
- (5) 文化活動等において、板橋区民栄誉賞表彰規則(平成25年板橋区規則第4号)に基づく表彰を受賞した者。(以下「板橋区民栄誉賞受賞者」という。)
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に区長が顕彰に値すると認める業績があった者。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、次の各号に掲げる賞(以下「区民文化栄誉賞等」という。)について、賞状及び副賞を授与して行う。

- (1) 区民文化栄誉賞
- (2) 区民文化特別賞
- (3) 区民文化優秀賞

(4) 区民文化奨励賞

- 2 板橋区民栄誉賞（板橋区民栄誉賞表彰規則（平成25年板橋区規則第4号）第1条に規定する区民栄誉賞をいう。）受賞者については、区民文化栄誉賞を受賞したものとみなすものとする。
- 3 区民文化栄誉賞等の表彰の方法及び副賞の内容は、別にこれを定める。

(共催)

第6条 被顕彰者の募集、審査及び顕彰は、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団との共催で実施する。

- 2 区は、顕彰の実施に当たっては、前項の共催団体と共催協定書を取り交わし実施するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に区民文化部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。